

佐賀県選挙管理委員会告示第4号

令和5年4月9日執行予定の佐賀県議会議員選挙における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第3項の規定に基づく選挙人名簿の登録について、同項に規定する選挙時登録の基準日を次のとおり定める。

令和5年1月27日

佐賀県選挙管理委員会委員長 大 川 正 二 郎

選挙時登録の基準日

令和5年3月30日。ただし、年齢については、令和5年4月9日